

肝付町介護保険住宅改修費受領委任払い取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の受領委任払いについて必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払い)

第2条 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)の受領委任払いとは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者が、法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する住宅改修(以下「住宅改修」という。)を行う場合において、住宅改修を行う事業者(以下「改修事業者」という。)に住宅改修費の受領の権限を委任することをいう。

2 前項の受領委任払いは、居宅要介護等被保険者が法第63条から法第69条までのいずれかの規定に該当する場合は行わないものとする。

(受領委任払いの申請)

第3条 受領委任払いを利用して住宅改修しようとする居宅要介護等被保険者は、住宅改修の着工前に次に掲げる書類を添えて町長に事前に申請しなければならない。

- (1) 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書
- (2) 改修費見積書
- (3) 改修計画図(平面図など)
- (4) 住宅改修前の写真(撮影日付の明記されたもの)
- (5) 住宅改修承諾書(申請者が住宅所有者でない場合)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(事前承認)

第4条 町長は、前条の規定により申請書類の提出があった場合、その内容を審査し、当該居宅要介護等被保険者に対し事前に当該審査の可否を通知するものとする。

(登録及び誓約書)

第5条 受領委任払い登録を希望する改修事業者は、町が定める期間内に介護保険住宅改修費受領委任払いに係る誓約書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 誓約書は、初めて登録を行う場合に提出するものとし、その後の提出は省略することができる。

(登録の変更・廃止・休止・再開・辞退)

第6条 介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者の登録の変更・廃止・休止・再開・辞退をする改修事業者は、介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者(変更・廃止等)届出書

(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 町長は、誓約書の内容に反する行為が明らかになった改修事業者については、以後の介護保険住宅改修費の受領委任払いを認めないことができる。

(住宅改修費の支給申請)

第8条 第4条の規定により承認を受けた居宅要介護等被保険者は、当該住宅改修に係る費用のうち自ら負担すべき額を改修事業者に支払い、要領に定める介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 利用者負担額に係る領収証
- (2) 住宅改修後の写真(撮影日付の明記されたもの)
- (3) 工事内訳書
- (4) 請求書(施工業者)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(住宅改修費の支給)

第9条 町長は、前条の領収証等の提出があった場合、その内容を審査し、住宅改修費の支給の可否を決定した後、居宅要介護等被保険者に介護保険住宅改修費の支給・不支給の決定について通知するものとする。

2 前項の支給を決定した場合、受領委任の受任者である改修事業者に対し支給すべき住宅改修費を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。